

政治団体の皆様へ

政治団体の届出・収支報告書の提出はオンラインの利用が便利です。

平成22年1月より、政治団体の届出・収支報告書の提出をオンラインで行う仕組みが変わります。

政治団体の届出・収支報告書の提出とは

政治資金規正法では、政治団体は、所定の事項を届け出ること及び、その団体の1年間の全ての収入、支出及び資産の状況について記載した収支報告書を作成し、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出することとされています。

また、平成19年12月の法改正により、「**国会議員関係政治団体**」は全ての支出に係る領収書等の徴収、収支報告書に記載する支出の基準額の引き下げ（人件費以外の1件1万円を超えるすべての支出について明細を記載）、登録政治資金監査人の政治資金監査などが義務づけられるとともに、収支報告書を提出する際は、オンライン提出することに努めることとされました。これらは、平成21年分の収支報告書から適用されます。

現在、総務省では、オンライン利用のためのインターネット共同窓口の準備を進めています。これにより、平成22年1月より、主たる事務所の所在地や活動区域に関係なく、全ての政治団体が同じ窓口からオンラインによる届出・収支報告書の提出をすることが可能となります。

オンラインシステムを利用するメリットは？

①24時間365日いつでも可能

都道府県選挙管理委員会の窓口まで出向く必要がなく、休日や時間帯を問わず、待ち時間なく届出・収支報告書の提出ができます。

※ 領収書等の写し等の添付書類は別途郵送していただく必要があります。

②収支報告書を自動的に簡単作成可能

オンライン提出用のデータを作成する「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」（総務省ホームページよりダウンロード可能）を利用することで、会計帳簿から収支報告書を自動的に簡単に作成できるほか、エラーチェック機能により計算間違いなどの記載ミスを防ぐことができます。また、収支報告書とともに提出する「領収書を徴し難かった支出の明細書」や「寄附金控除のための書類」も自動的に作成できます。

オンラインを利用するに当たっての手続きは？

オンラインの利用に当たって、ログインのためのID・パスワードの申請が必要となります。以下のどちらかの方法にて利用申請手続きを行ってください。

①電子申請による手続き（公的個人認証方式）

政治団体の代表者・会計責任者の方が、住民基本台帳カードの取得（電子証明書の発行手続きも必要）及びICカードリーダライタの購入をし、インターネットにて利用申請手続きを行います。



インターネットで行う利用申請手続きについては、今後総務省ホームページにてお知らせします。

②申請書による手続き（ID・パスワード方式）

政治団体の代表者・会計責任者の方が、総務省又は都道府県選挙管理委員会の窓口で利用申請（本人確認）を行います。なお、利用申請の受付は平成22年1月より開始します。

※ ID・パスワード方式では、公的個人認証方式とは異なり、設立届の届出など、一部の機能をご利用いただけません。



政治資金規正法については下記のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/index.html

または、「なるほど政治資金」で検索